

審査の結果の要旨

氏名 加藤 悠希

本論文は、「近世・近代日本における過去の建築への関心とその知識」と題されたもので、日本の近世・近代において、過去の建築に対してどのような関心が向けられ、知識が形成されていたのか、という点について、伊勢神宮の式年造替時における古儀調査と、国学者・有職故実家らの著述活動を通して、具体的に検討したものである。

本論文は、序章、Ⅰ部（3章）、Ⅱ部（4章）、終章という構成をとる。

序章では、本研究の動機、論文全体の概要、近世・近代の学問研究状況を概説する。

第Ⅰ部「伊勢神宮における殿舎の復古と考証」では、近世から近代にかけての伊勢神宮の古儀に関する考証について検討する。第一章「慶安・寛文期の殿舎再興における儀式帳の役割」では、慶安度式年遷宮（慶安2年（1649））における内宮の殿舎再興、寛文3年（1663）の両宮撰社の再興、寛文度式年遷宮（寛文9年（1669））における両宮玉垣再興を取り上げ、そこで古代史料である『皇大神宮儀式帳』や『止由気宮儀式帳』が積極的に参照されていることを明らかにした。また、寛文期において『皇大神宮儀式帳』の参照姿勢に変化がみられ、考証が記録として残されるようになったことを指摘した。第二章「近世中期における殿舎の考証とその意義」では、17世紀後半から18世紀初頭に行われた伊勢神宮の殿舎の古制に関する考証について、殿舎の再興・復古と知識自体の流布という二つの点について考察した。『神境紀談』や『殿舎考証』のように、それ自体が自立した成果物として流布することを意図した体系的な考証が現れる。また、外宮の祠官が主導した古制に関する考証は、殿舎等の再興を目指す外宮側の主張を正当化するという動機があったことを指摘した。第三章「近代の式年遷宮における造宮体制の変化と考証」では、造宮体制の変化とその中での考証が占めた位置について考察を行った。初期は神宮祠官が中心であったが、明治20年（1887）に造神宮使庁が内務省内に設けられると、その後の古儀調査は神宮外部の学者も参加するようになる。福山敏男による詳細な建築研究は、近世以来の考証を継承した古儀調査であると同時に、神宮の建築に関する近代的な研究でもあるという両義的な性格を持つことを指摘した。

第Ⅱ部「有職故実における公家・武家邸宅像」では、有職故実における公家・武家の邸宅に関する著述を検討し、その中で澤田名垂「家屋雑考」の位置を明らかにした。第四章「家屋雑考」の流布と「寢殿造」の定着過程では、江戸中期には「寢殿造」に類する形式概念は「寢殿造」という用語は伴わないもののある程度の広がりをもって共有されていたとし、『家屋雑考』の画期性は、それらを併せて「寢殿造」「書院造」像を定義付けたことにあるとした。また、『家屋雑考』が広く参照されるようになるのは明治20年代半ば以降であり、それが近代的な住宅史研究に大きな影響を与えたことを明らかにした。第五章「近世における過去の武家邸宅像と「家屋雑考」」では、『家屋雑考』にみられる「寢殿造」から「書院造」へという形式概念による変遷の構図は、当時広く共有されたものでなかったことを明らかにした。第六章「近代における武家邸宅の変遷像」では、近世の諸説が明治期以降においてどのように継承されたか、また、明治20年代半ば以降の『家屋雑考』流布によって武家邸宅の変遷に関する理解がどのように変化したか、明らかにした。「書院造」の語は、用語・形式概念ともに『家屋雑考』が流布したことで広く用いられるようになったが、以前の『秋草』系統の武家邸宅像などの記述も残り、多様な変遷の構図が模索されことを指摘した。第七章「有職故実家松岡行義の邸宅に関する知識について」では、有職故実家の松岡行義を取上げ、彼の武家・公家邸宅に関する知識の性質や背景、知識の形成過程などを検討した。行義の知識形成は復古を目的としたものではなく、『源氏物語』のような古典の注釈等にも活用されるものであった、とする。

終章では、本論文の全体をまとめ、さらに、国学者・有職故実家の「知識」について、「工匠の知識との関わり」と「古建築への視点」という二つの観点から捉え直した。

本論文は、広い意味での建築に関わる言説史ということになる。しかし、近世から近代まで、その実情を実証的に丁寧にたどり、とくに近世における国学、有職故実学という広い世界を渉猟し、それを前提に「建築知」を検討したことに大きな意味がある。建築に関わる企画は、広い文化的な現象であることを再認識させるのである。近代に入ると、「建築学」は工学の一分野として準備され、その内実を充足させる方向性を強く持つ。「建築史」においても徐々に文化学と乖離してゆくのだが、本論をそれへの警鐘と読むことも可能である。

近世、近代の連続性は、多くの分野にあることだが、従来は両者の断絶を強調することで、近代の優位性を強調してきた。しかし、本論はその連続性を正当に評価することに成功した。また、特に、住宅史において前提とされる『家屋雑考』の位置が明確にされたことは、従来の住宅史研究の限界も示すことになり今後の大きな刺激となるだろう。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。